仙台市南小泉

法領塚古墳調査報告書

仙台市教育委員会

仙台市南小泉

法領塚古墳調査報告書

氏

家

和

典

マ 法 ル 領 チン 塚 女史の 古 墳 は ご 理 本 解 杉 17 ょ 0 ŋ 伊 達 家 市 街 屋 敷、 地 17 あ 現 ŋ 在 な 0 聖 が ら今 ウ ル 日 ス まで ラ学院 ほ ぼ 構 完 内 全 17 17 あ b, 保 護され 当 時 の学校長スザン てきま U た。 ナ・

発 掘 殊工 ず、 ح ح 市 一法を で 調 内 7 あ 査 の で 究明が 横穴式 用 を 実施 ζſ 文化 保存工 ま し、 石室を た 財 事 数 ħ 0 も行 保 7 ŧ 々 護 の お つ 学 ŋ と研 唯 ζì 問問 ま 恒 的 究 U の 久 120 成果をあ 的保 17 円 ζì 墳とし 存を図 5 ح 5 0 か げ た て早く て皆 ŋ ζĶ でも貢 ź U 樣 仙 か た。 献 台 5 17 市文化財保護委員 で ご 注 目
さ 紹 きるも 介できますことはま ħ の てきまし لح 思 ζì ます。 12 氏 が 家 本 和 格 な てとに 典 的 お 調 氏 な 調 査 よろこ 0 終了 担 查 当 が ば 行 後 17 わ L ょ 特 n ζì ŋ

ح れ 5 連 の 事 業 17 ご 協 力く だ 3 () ま U た 関 係者 の 皆 5 h に感 謝 の 意を表 てご あ ζì 5 つ とい た

昭 和 四十七 年 八 月

します。

台市教育委員会教育長 高槻 英男

仙

結 言	五、	四、	三、	<u> </u>	
	造	出土		墳丘にの	緒
		物	い	ر) لا)	言
10 7 1 4 0 1					
ΤŊ		造年代	、築造年代	、	築 造 年代

目

次

第一

法領塚古墳の位置

1 2

第一八	第一七		第一六	第十五		第十四		第一三		第一二		第一一		第一〇
		2	1		2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
墳丘実測図	出土遺物	玄室東側壁裏積み石の状況	玄室東側壁裏積み石の状況	玄室東側壁裏積み石の状況	玄室西側壁裏積み石の状況	玄室西側壁裏積み石の状況	玄室西側壁裏積み石の状況	玄室西側壁裏積み石の状況	玄室凝灰岩床面部の穴の状況	玄室凝灰岩床面部の状況	玄室床面部凝灰岩敷石の状況	玄室床面部凝灰岩敷石の状況	玄室床面の状況	玄室内の状況

第九

1 2

玄室西側壁状況

玄室天井石の状況

2 1

玄室東側壁上半部の状況

第八

2 1

玄室奥壁状況

玄室東側壁状況

第

九

石室実測図

第七

玄室内の状況

第六

玄門状況

前庭東側壁状況

2 1 2

梱石の状況

第 五

1 2 1 2 1

前庭状況

玄門前の状況

第四

玄門閉塞状況玄門閉塞状況

第三

玄門閉塞状況

玄門前発掘状況 法領塚古墳外形

跡として著名な南小泉遺跡は、 塚古墳造営者の置かれた環境の、政治・社会的価値というものの 七〇〇メートルの地点に位置することからいっても、 寺院跡としてあまりにも著名な陸奥国分寺跡は、 中心部を占める地域で、弥生時代以来文化の栄えたところでも 円墳として代表的な遠見塚古墳が遺存しているのである。 あった。 である の構内にある、 面を推測することが可能となるであろう。 ル付近に位置しているし、そこにはまた、 法領塚古墳は、 (図版第一)。 すなわち、 ζì 仙台市南小泉字屋敷四番地、 わゆる横穴式石室をもつ古墳時代後期の円墳 この古墳のある南小泉一帯は、 弥生時代から古墳時代にかけての大集落遺 この古墳の東南方一二〇〇メー 古式の大型前方後 聖ウルスラ学院 本古墳の北方 仙台平野の この法領 古代

志第八巻第六号に掲載された「奥羽地方に於ける原史時代遺蹟に学界に報じられたのは、笠井新也氏であるらしく、考古学雑についてはまったく不明である。この古墳を、古墳として最初ところから「法領塚」と名付けられてきたが、この古墳の由来さて、この古墳は、墳上に古くから「法領権現」の石碑がある

掲載の にあっ トル、 る墳丘の規模を東西二七メートル、南北三〇メー 露出している玉石群の表面がちょうど外部の地表と同じレベル 学に訪れ、 さ三間(五・四メートル)と観察された。その後もこの状況はあ と測定されている。 メートル、 の測量や石室の実測が再三試みられたのであったが、石室内に まり変化しないままに昭和におよび、各地の研究者や学生が見 センチ)、幅五尺五寸(一六五センチ)、高さ四尺(一二〇センチ)、 開口していたもののようで、石室規模を、玄室の長さ八尺 (二四〇 た大正六年には、南面する横穴式石室の玄室西側壁の一部が崩され たようである。 概観」という論説が最初のものであろう。 高さ一メートル許と記録されている。 たため、 「仙台市内の古代遺跡」では、 石室については長さ四・二メートル、 また東北大学での考古学講義の実習には、 これを石室の床面とみる先入感を払拭しえなか 昭和二十五年に刊行された仙台市史三別編一 墳丘の規模も底径一五間(二七メートル)、高 伊東信雄博士が、 笠井氏が仙台を訪れ 幅 トル、 一・六メー この墳丘 現存す 高さ五

この学校建設に伴い、法領塚古墳はまさに壊滅の危機を迎えたウルスラ学院にわたり、ここに学校が建設されることとなった。が、明治初年伊達屋敷に転じ、それがさらに昭和二十九年に、聖法領塚周辺の土地はかって伊達家の家臣佐々家の屋敷であった

全くの善意によって破壊を免れ、 のであったが、実は聖ウルスラ学院スザンナ・マルチン校長の 校地の一隅に残されることと

なったのである。

性がではじめ、仙台市教育委員会・仙台市文化財保護委員会で 爾来一〇数年、 この対策を真剣に考慮されるところとなった。 石室東壁一部の自然崩壊や天井石落盤の危険

たものの、 この古墳については、 石室前半部が埋まったままであったから、 外形上おおよその規模は把握され 石室の ってい

構造が両袖式玄室形態をとるのか、 えも不明であった。したがって石室の補強対策のためにも、 無袖式の形態をとるのかさ

ず精査を実施してその実態を把握する必要が痛感されたのであ

る。

年三月一九日から三月二十九日までの十一日間にわたって精査 よって仙台市教育委員会の依頼をうけた筆者は、 昭和四十五

底 調査団の構成を次に記しておきたい。 を実施した。

(1) 調査主体

仙台市教育委員会

(2) 調査担当者

宮城県第二女子高等学校教諭

氏 家 和 典

面

(現在宮城県教育庁技術主査

(3)調査補助 東北学院大学学生

佐 一々木

安

小 大

水 友 野

達

明

治 春

賢 夫 一 進

聖ウルスラ学院高等学校教諭

ま

(4)

調査援助者

二階堂 宣

社会部生徒

森

いづみ

他四名

墳丘測量担当者

(5)

有限会社·氏家測量事務所測量士 氏

家

孝

れよりさらに一メートル前後も下位にあったということである。 調査の結果はまったく予期しなかった新しい事実が判明した。 とも大きな収獲の一つは、石室床面と考えられていた従来の 実は後世混入堆積した任意の面であり、 本来の床面がそ

子

石が敷かれていたことなど、横穴式石室の構造上の問題からみ 袖式石室で、玄門にも大石が置かれ、 直ちに前庭施設とされていること、玄室後半の床面に凝灰岩切 が据えられていたことを把握しえたのである。 口石を積み重ねた」というようなものではなく、 れていた数値は、 これを墳丘裾部の現地表でいえば、現在の地表さえ当時の地表よ いて測定された数値であって、 メートル程度、 一メートルも高くなっていたのである。石室の高さが四尺とか 貴重な学問的成果をあげることができた。 幅が五尺五寸あるいは一・六メートルといわ 実は石室床面から一メートルに近い上方にお したがって側壁石の状況も その前が羨道とならずに また、玄室は両 基底部に大石 「ゴ

は側壁と天井壁に力点が置かれた結果、 四月にかけて、高松工務店による工事を実施された。 室の補強工事と石室の復原を企画され、 存をはかるため、 されて、 トを注入する作業となったが、 調査終了後、 側壁の裏積み石の状況を観察する機会をえた 仙台市教育委員会は、 仙台市文化財保護委員会の答申をえて、 この時筆者は立ち合いを依頼 早速、この古墳の永久保 側壁の裏側にコンクリ 昭和四十六年三月から 補強工事 石

下報告をこころみようと思う。 たがって本稿では、 この補強工事の際の観察をも含めて以

一、 墳 丘 に つ l) 7

土さえも失なわれており、 の西南から西北にかけての部分がかなり乱されているようであ の盗掘が石室西側壁から実施されたため、 ートルに対し東西二七メートル程度とされている。 っているが、 メートル程度削りとられて、東西径二十六メートル程度とな (図版第一八)。 本古墳は、 伊東信雄博士の仙台市史法領塚古墳の項では、 実は原形はそれ以前にすでに損ねられていた模様 西側の墳麓が聖ウルスラ学院の校舎建築に当って その折の土の移動によってこの墳丘 現在はこの部分の封 南北三〇メ 加えて過去

後世、 機物を含む暗色土層を、 周湟(=堀)への落ちこみ、つまり周湟の内側端を検出しえた。 丘の高さは、 くされていることを知りうるのである。 この落ちこみ部分の上面が、 ことは、 石室の前方を発掘した結果、 この法領塚古墳の周辺 石室補強工事の際にこれとほぼ同じレベルにおいて有 現在高に一・三メートル程度プラスさせた数値 両側壁の外側でも確認しえているから ほぼ当時の地表面であったらしい 帯が、 現在の地表下一・三メー 一・三メートル程度も高 したがって、 本来の墳 トルで

る

六・○メートル前後と推定しえよう。

局違の外側端は検出していない。墳丘の南端から六・八メートル前方には体育館があるし、墳丘の西南にはマンホールとそれに続き渡り廊下が建てられているから、この部分での周湟部の空地があるから、あるいはこの地点を発掘すれば周邉の外側の空地があるから、あるいはこの地点を発掘すれば周邉の外側の方から体育館北側を流れ、焼却炉の西側でさらに南に曲る暗渠があるので、周湟部の痕跡をどの程度把握しうるかはまったく疑問である。

差支えないものであろう。 き支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。 を支えないものであろう。

ることなく、石室を築き、最後に天井石をのせ終ったあと、粘墳丘をつくるに当っては、当時の地表に、それほど手を加え

こういう墳丘の築造法は、まさしく古墳時代後期のものといえる。築は心要としなかったようである。ふき石も使用されてはいない。させたものらしい。地表面に石室を築いたことから言っても、段土をもり上げて叩き、これをくりかえすことによって墳丘を完成

三、石室について

本石室の調査の結果は、

石室 (図版第一九)が意外にも大規模

面 なっていたこと、石室内に堆積していた玉石がちょうど石室床 断された理由には、このあたりが現在の地表とほぼ同じレベルに 上に積み上げられていた安山岩の自然石しか観察できなかったわ あ 前には、 からぬことである。この大石の上辺あたりをもって石室床面と判 けで、ゴロ石を積み重ねた石室としか映じられなかったのも無理 まったく埋没していたから、笠井新也氏が踏査された折、その れ二個ずつ据え置かれた大石 (図版第八・第九)は、 なものであることを明らかにしえた。玄室内の両側に、それぞ ったのに、 に敷かれた床石に見えたことなどによるものであった。 筆者自身も再三この石室内に入って計測を試みたことが よもやこのような大石が側壁下部を形成していよう 調査前には

とは予想さえしていなかったのである。

力によって自然に割れたかの何れかのようである。 多く、石室構築の途中で割れたものか、 り石を使用したものではないかと思われるふしもみられるが、よ 方は後半部と同様である。 部の両側壁には大石こそ使用されていなくても、 あげられて天井の大石へと接続している(図版第八)。 然石が使用され、いわゆる乱石積みふうに、 側壁には、下位に据えられた大石の上に、 して構築した大型石室であることが確認されたのである。 二個の玄門石(図版第四~第六)とともに、 三個の天井石(うち最前端の一個を欠く) (図版第九・第一〇)、 ○ メ | く観察すると、始めから割り石を準備したものではないものが の大石が露出した結果、 トル以上という巨石(図版第七・第一〇)となって露われ ところどころに、 奥壁の一枚石もまた、一・七×二・ あるいは上方よりの圧 原則として小形の自 かなりの大石を使用 自然石のほかに割 もち送り式に積み その積み上げ 玄室前半 石室

の役割りを果している。 床面には凝灰岩の切石(図版第六)が一枚置かれ、梱石として室を区切っているから、奥壁からここまでが玄室となるわけで、

玄室床面上には、その奥の半分に厚さ二○センチ前後の凝灰

岩の切石が計 になるように計画されたらしい。おそらく当初はこの部分に遺骸 との凝灰岩切石の最前端までの距離が、 り両側壁の大石も据え置かれていたことが推測できよう。 いところで、この疑灰岩切石を敷く段階では、 凝灰岩敷石を搬入する際の粉末であることはまずまちが 同一レベルの上面には、凝灰岩の粉末が薄く分布していたから、 と明白であろう。玄室前半部の、 凝灰岩は、 四隅の角がすりへっている(図版第一一)。 もあったのかもしれないが、左奥壁沿いの二枚や、 凝灰岩切石を敷く作業中に、あるいは遺骸安置の際に割れるもの が安置されたものであろう。 一枚などは、寸たらずのところを埋めあわせたようで、それぞれ 側壁の大石が据え置かれたあとに敷き並べられたこ 一一枚敷き並べられている。 この下には玉石が敷かれているから 凝灰岩敷石下にある砂利層と 玄室奥行のちょうど半分 どうやら奥壁裾部から したがって、これらの 奥壁石はもとよ 右側壁沿 ζì いの の な

ら側壁石の崩壊に伴い裏積み石が落ちてんだらしいこと、そのをのようなものであったかは、遺憾ながら把握しえなかった。どのようなものであったかは、遺憾ながら把握しえなかった。どのようなものであったかは、遺憾ながら把握しえなかった。

行なわれたものであるかもしれない。 があけられている。筆者らの調査の際には、この穴版第一二)があけられている。筆者らの調査の際には、この穴版第一二)があけられている。筆者らの調査の際には、この穴版第一二)があけられている。ではまずまちがいのないところである。あるいは、横穴などによくみられる火葬骨の埋納が後にある。あるいは、横穴などによくみられる火葬骨の埋納が後にある。あるいは、横穴などによくみられる火葬骨の埋納が後にあるがあるかもしれない。

かれていたものであろうか

玄室の規模は結局次のようになろう。

奥壁から梱石前端まで 五九八センチ奥壁から玄門西石後端まで 五六七センチ奥壁から玄門西石後端まで 五六七センチ

幅

奥壁沿いの幅

奥壁から凝灰岩敷石前端まで

二八〇センチ

八九センチ

凝灰岩敷石前端沿い

一七五センチ

八八センチ

高さ 奥壁沿い

玄門両側石後端沿い 一三八センチ

るものであろう。

この玄室を構築するに当って、一定の企画が存したことを物語ものとみてよさそうであるが、これを基準とすれば、凝灰岩敷ものとみてよさそうであるが、これを基準とすれば、凝灰岩敷っての玄室を構築するに当って、一定の企画が存したことを物語っての玄室を構築するに当って、一定の企画が存したことを物語との玄道を構築するに当って、一定の企画が存したことを物語との玄道を表現している。

ような板石をとくに使用した痕跡はない。 ったようなもののように観察した。 には、小石と粘土が用いられていたようである (図版第二~第 石では二四センチ、西石では三四センチ程度である。 ンチとなる。 できる。玄門幅は、その前端において七八センチ、後端で八八セ 高さとして、西門柱の高さ一二五センチ以上あったことは推測 積みあげられたかはまったく不明であるが、少なくとも玄門の の役割りを与えさせている。 玄門部は、 小石を並べては粘土をのせて固め、 奥行は、 大石を内側に突出させることによって門柱として 玄門石そのものの厚さとなるわけで、 この門柱上にどのような石組みが 福島県福島市の甲塚古墳の(1) それをくりかえすとい 玄門閉塞 東

公いでのこの幅は一二四センチとみてよいであろう。 玄門の前は、本古墳の場合、羨道とはなっていない。それは 立門の前は、本古墳の場合、羨道とはなっていない。それは 立門の前は、本古墳の場合、羨道とはなっていない。それは 立門の前は、本古墳の場合、羨道とはなっていない。それは を開きれていないからであるが、側壁の積 の部分は羨道部ではなく前庭施設とされているが積み石は、玄門 の部分は羨道部ではなく前庭施設とされているが積み石は、玄門 の部分は羨道部ではなく前庭施設とされているのである。玄門

るが、石室構築の順序は次のようになろう。
に当っては、石室から造られたことはまちがいのないことであ古墳の築造順序について付言しておきたい。本古墳を築造するさて本石室の状況については以上の通りであるが、最後に本

①地表面の整地→②奥壁石並びに側壁大石を据える→③玄室の平面構成に必要な側壁前半下部の石を位置させる→⑤玄門石を置く→⑥側壁石を持ち送り式に積みあげ、それと併行して裏を置く→⑥側壁石を持ち送り式に積みあげ、それと併行して裏を置く→⑥側壁石を換きあげながら粘土で固め、外側が緩傾斜面になるように土を盛る→⑦緩傾斜面上を天井石が運ばれ天上部のせる→⑧墳丘の築造→⑨前庭施設を造る。

このうち③は、

あるいは④のあとになったものかもしれない

もしれない。た周邉部は⑥の作業ころから造られ始めたものと考えてよいかが、⑤の前に実施されたことはほぼまちがいないであろう。まが、⑥の前に実施されたことはほぼまちがいないであろう。ま

四、出土遺物

(1) 青銅製品 (図版第一七)

厚さ一・五ミリ位のものであるから容器とは思えない。鋲どめ六・五×五・五センチ位の破片で、ふくらみをもっているが、延灰岩敷石下に敷かれた砂利層の上面あたりから出土している。玄室中央部、凝灰岩敷石前端の前方、東側壁近く、ちょうど

の痕もないので用途は不明である。鍍金のあとは残っていない。

(2) 鉄製くつわ片 (図版第一七)

部分であるが砂利にさびついて実測さえ難かしい状態である。一点は玄室内玄門部近くの砂利層中から出土している。隂の

他の一点は青銅製品の近傍から発見されている。引手の部分に

当ろうか。

(3) その他の鉄製品片 (図版第一七

ものが一点、その他鉄鏃のようなもの四点が玄室内から出土し直刀の切先の部分長さ八・五センチ、幅二・五センチ程度の

ている。

(4) コハク玉片

半欠位のものであるが、復原すれば幅一・五センチ、長さ三

センチ程度のもの一点が玄室内で玄門近くの床面部より出土し

ている。

(5) 土師器片

丸底系内黒坏の破片一点、糸切坏の細片一点が含まれている。

までおよんだものであろう。室前半部分から検出されている。おそらく盗掘は床面の深部にとくに糸切坏細片は、凝灰岩敷石下の砂利層と同一レベルの玄

(6) 須恵器片 (図版第一七)

出されている。

口縁部外側に波形を描くものも数点検れていた。大甕破片の裏には、いわゆる弧形もしくは円形のたれていた。大甕破片の裏には、いわゆる弧形もしくは円形のたたのでがある。

(7) 布目瓦片

よりは上方において出土している。 筒瓦の破片一点と、平瓦の破片一点であるが、凝灰岩敷石面

(8) 寛永通宝錢

盗掘が行なわれたことの証拠となろう。

五、築造年代

確立していない現在、 細片(平安期)、須恵器長頸壺体部片(奈良・平安期)といった 資料になりうるものとして土師器丸底坏片 (奈良期)、同糸切坏 の要因とすることができないことにある。例えば、年代決定の ら家族墓として造られている上に、再三にわたり盗掘の厄にあ 判断することは、 構造とか、墳丘との関係とかを、 あるとすれば、本古墳築造の年代を考える上において、石室の できないであろう。 の築造時期が奈良時代だとか、平安時代だとか判定することは ような遺物が検出されているのではあるが、これをもって石室 っているから、偶然に遺存していた副葬品をもって、年代決定 ることによって、 ないのであるが、 を摘出し、 こでは、 法領塚古墳の築造実年代が、具体的に言って何時頃であるかを まず、 それと他の調査研究済みの古墳との比較検討を試み 法領塚古墳にみられる特徴といったようなもの 至難なことである。それは本古墳が、当初か 実はこれもまた横穴式石室自体の編年研究が 法領塚古墳の編年的位置を考えてみることに したがって、 なかなか容易なことではない。よってこ 重要な資料としなければなら 出土遺物がこの程度のもので

しよう。

八)。 古川市塚原古墳群などもこれに近いらしい。ところが福島県鹿(5) 地方の古墳群の場合も、その多くが箱式棺や竪穴式系統の石室(エノ) れているようである。 いないし、東北北半部のいわゆる変形末期古墳では全く無視さ 大久保古墳、同色麻村上郷古墳などにはこの原則は適用されて(゚゚) 島町真野寺内二四号墳や、宮城県丸森町四反田古墳、(6) 墳丘中央部に位置させるという原則を踏襲しているし、 市の金冠塚古墳、宮城県大和町の鳥屋古墳などは、石室奥壁を(3) ないで、 四反田古墳や大久保古墳と推測できよう。 ものが寺内二四号墳であると解釈できるし、宮城県角田 ることから推すと、ここでは横穴式石室形態を採用した最初の であることを考えると、 くの古墳が、 の盛期が置かれるとはいっても、この地域ではこれらの古墳をも で、一〇九号墳出土の須恵器坏などによって、 って横穴式石室出現当初期のものと解することができる。東北地 第一にあげられることは、石室奥壁が墳丘の中央部に位置し 東北地方の古墳でも福島県須賀川市の蝦夷塚古墳、いわき(~) かなり前方にずれているということであろう(図版第 組み合わせ箱式石棺や竪穴式石室形態をとってい 真野古墳群では、 横穴式石室出現期の比較的古いものが 寺内二四号墳を除く多 上郷古墳群でも同様 七世紀中葉頃にそ 同角田 宮城県 丸森 市

てとが可能となるのではなかろうか。 でいのはむしろ当然のことであろう。このような横穴式石室形態をとるものがないことからいっても、横穴式石室構築式石室の機能を果していない結果であって、原則が守られていないのはむしろ当然のことであろう。このような横穴式石室構築が正しく伝えられていない点から考えても、横穴式石室構築さいのはむしろ当然のことであろう。このような横穴式石室形態の東北地方における在り方からみれば、これ以外に横穴式石室ではかず中心部における、横穴式石室出現当初期のものと解することが可能となるのではなかろうか。

く形 氏 よると主軸三○メー わ しい 0 には凝灰岩質の切石を立てた横穴式石室で発掘担当者の梅宮茂 を据え両側壁には切石でもって乱石積みふうに築き上げ、 手1号墳がこれに該当しそうである。 方では珍らしいことで、 室と前庭から成るということである。 しい (は羨道が破壊されたと解されているが、 甲 第二に指摘できる特徴は、 ・塚古墳もまた、 報告は未だなされていないが、福島県史考古資料編 横手1 のも のであったのかもしれない。 号墳の場合はかなりに趣きを異にしている。 トル程度の小型前方後円墳で、 具体的に年代を決定する土器類に欠けて 福島市の甲塚古墳と福島県鹿島町の横 主体部の石室が羨道を欠い 甲塚古墳は、 このような事例は東北地 しかし遺憾ながらこ あるいは羨道を欠 奥壁に大石 後円部 て、 玄門 玄 iz 17 <

> は、 らしい。 5 室出現当初のものと推定することが可能に思える。 考えて、 代後期の初頭から前半にかけてつくられたものであることから られるように、東北地方南半部では、 いもようである。 これには玄門部とその板状閉塞石は確かに存するが、 らなる、 位置する石室は、 羨道を欠く、横穴式石室が出現する時期はかなりに遅れる 他方において、 この横手1号墳の石室もまた、 幅一六〇センチ位の箱状の横穴式石室であったらし 真野寺内二四号墳などの小型前方後円墳にみ 写真でみる限りにおいて、 横穴式石室研究の進んでいる群馬県地方で 小型前方後円墳が古墳時 過渡期である横穴式石 幾 つか しかしなが 羨道は 0 切 石

時代初頭頃と推測されている。 の終末期の姿を呈しているのである。 く引用されるが、 ける石材加工の極致を示すものと言われ、 尾崎喜左雄博士によると、 古墳があげられるにすぎないもようである。(ミヒ) もののの代表例として七世紀築造と解される牽牛子塚古墳がよ 石室をもつ古墳は数少なく、現在の段階では虚空蔵塚古墳と蛇穴山 群馬県地方で、羨道を欠き、玄門前がただちに前庭となるような これまた石材加工の技術としては横穴式石室 截石切組積石室で、 また畿内地方では、 したがって、 これら二基の古墳は その築造年代が奈良 横穴 式石室にお もし法領塚 羨道を欠く

の何れかであるのかは問題となるところであろう。ほど年代を下降させる必要もなさそうである。法領塚古墳がそ北の竪穴式石室系統のものの伝統を強く受けたとすると、それ築造年代はかなりおくれるであろうが、横手1号墳のような東古墳がこれらの古墳などの影響を受けたと解するならば、その

上げているが、 であろう。 装頭椎大刀の出土は、 て、 截石切組積みの用法と思われ、 奥石のほかに、 では、 金冠塚古墳である。 屋古墳、 壁・奥壁とともに玄室両側壁奥半下部と玄門両側には大石が使用 持ち送り式につみあげるという原則にのっとってはいるが、天井 古墳などを代表的事例としてあげることができるが、天井石 されているということであろう。 第三の特徴は、石室壁面を築くに自然石をもって乱石積ふうに 築造年代が、 奈良時代まで下降させるわけにはいかないことを物語るもの 丸森町の四反田古墳、 福島県では須賀川市の蝦夷穴古墳、 金冠塚古墳は、 両側壁下部にそれぞれ二~三個の大石を配して 側壁にも大石を使用しているのは蝦夷塚古墳と 下降すると推定できようが、副葬品である金銅 蝦夷塚古墳の石室は尾崎博士のいわれる この古墳の築造年代下限をいかに下げて 割り石と自然石を乱石積ふうに積み 角田市の大久保古墳、 法領塚古墳の石室構築とは異っ 大石使用の古墳として宮城県 いわき市の金冠 大和町の鳥 塚

> 降するものではなさそうで、 中葉から後半にかけてのものと推定できる。 るから、 の頭骨とともにそれぞれ一個出土しており、 ら年代推定の好個の資料である須恵台付長頸壺と長頸瓶が二 である。 あろうか。 玄門石を配していても無袖式石室の系統に属するということで 1, る点で、 下層から二個の頭骨とともに多くの副葬品が検出されてい この古墳の築造年代はおそくとも七世紀前半頃より下 ここでは玄室内に三層の埋葬堆積があり、 法領塚古墳との類似を思わせる。 この古墳の築造年代を推定することはある程度可 六世紀後半~ ・ 末葉頃と考えてよい 中層から五個 その年代は七世紀 著しく異なる点は その上層か の 体 頭 能

の築造と推定されている。

郡に二・三個の大石を配するという用法は、法領塚古墳と共通部に二・三個の大石を配するという用法は、法領塚古墳と共通部るが、奥壁こそ一石ではなくとも、玄室両側壁や羨道側壁下あるが、奥壁こそ一石ではなくとも、玄室両側壁や羨道側壁下あるが、奥壁こそ一石ではなくとも、玄室両側壁や羨道側壁下がるものであろう。こういった巨石古墳の代表的事例として著名で式玄室をもつ観音塚古墳が巨石古墳の代表的事例として著名で式玄室をもつ観音塚古墳が巨石古墳の代表的事例として著名で

ることである。玄室床面に凝灰岩切石を敷く古墳は、東北地方第四の特徴は、玄室内奥半部床面に凝灰岩切石が敷かれてい

のではなかろうか。

く群馬県虚空蔵塚古墳などは、用石加工の技術からいってこのでは現在のところ皆無である。安山岩の切石を玄室床面上に敷

後に続くものであろうか

さが、 面と、 室を二分するのである。 横穴の影響を受けたと解するよりむしろ、 横穴との関連性が考えられるかもしれないが、 意味を強くうちだすものとすれば、 群馬県では観音塚古墳がこれであり、 者でないとしたら、そこに後室と前室といった意図が存したと とである。ただ興味深いのは、この切石の敷かれている部分の長 ための台床としての意義を強く示したものではないかというこ 古墳石室の影響を受けたと解してもよいのではあるまい を区分した例としては、 みるべきものであろう。 したということ。二つは、 つは 法領塚古墳の玄室内敷石の意味は二つに考えられそうである。 法領塚古墳の石室に、 玄室長さの二分の一に当っていることであって、 梱石上面とがそれほどの差を示さないところから考えると、 一般現象である玉石の代りに埋葬部にのみ切石を使用 東北では金冠塚古墳が良き例であるし、 床面に境石を置くことによって玄室内 後室・前室の意図が存したとするなら もし法領塚古墳の石室が台床としての 横穴などのようにとくに遺骸安置の そこには東北地方における ここでは境石が正確に玄 横穴の台床が法領塚 凝灰岩切石の上 もし後 か

とも考えられなかったのかもしれない。ば、羨道部を略するという形態もあるいはそれほど変った企

蝦夷穴古墳が左玄門の前端で測って一対二・五、大久保古墳が が著るしく長方形を呈しているということであろう。 あるらしい。 度が高麗尺になる傾向が強いと云われ、 の三倍の数値になる石室には無袖式石室が多く、 や大きい程度である。尾崎博士によれば、 と測定されているから、 使用する石室で、玄室長六・五五メートル、 古墳は、 の石室が異常に長いことになろう。 五の間になりそうである。このようにみてくると、 いであろうか。 な長い石室の例を求めると、東北ではこれまた金冠塚古墳くら 対三・○になるようなものに群馬県の高塚古墳がある。 対二・〇、 第五に玄室の幅と長さの比が一対三という具合に、 奥壁こそ一石ではないが、 甲塚古墳が実測図で測定するに一対二・○から二 ここでは確かに一対三の数値になりそうである。 玄室に関する限りは法領塚古墳よりや 天井・側壁とともに大石を 自然石乱石積両袖式石室で 古い様相を示すものが このように長さが幅 幅二・二メート しかも基準尺 法領塚古墳 この玄室 このよう

も、編年的位置を考える際に基礎資料となるのかもしれないが、法領塚古墳の基準尺度が高麗尺か唐尺かを追求検討すること

うか。 野における横穴式古墳出現の古い時期で、 ら疑問である。 対的に正確な統一尺度がはたして存したかどうか、それ自体か 古墳王国と云われる群馬県地方と異なり、 年にあてはめれば、 それ程距たることのない時期あたりと考えてよいのではなかろ 古墳や蛇穴山古墳まで下降することはあるまい。 るものが推定できそうであるが、 以上の検討によって、 応七世紀初頭前後頃と推測したいが、 ここではその問題はさけることにしておきたい。 あ るいは七世紀中葉前後頃まで下降するも 法領塚古墳のおおよその編年的位置な 羨道を欠く群馬県の虚空蔵塚 辺境の地におい 福島県金冠塚古墳と 群馬県の古墳編 むしろ仙台平 、て絶

六、結

言

のかもしれない。

結果であるかもしれない。しかしこの二古墳のみが最近まで遺の発達する明治以前において、記録されることなく破壊された基のみである。これはあるいは多くの群小古墳が、考古学研究基のみである。これはあるいは多くの群小古墳が、考古学研究体台である。とれはあるいは多くの群小古墳が、考古学研究は台平野中心部地域の高塚古墳で、後期に属することが明確

とはできない

盾はないであろう。 部地域における、 格から推してこれまた首長クラス豪族の奥津城と解するのに矛 はなく、竪穴式石室に家型石棺の施設をもつ長町一塚古墳が古 存してきたという現象のうらには、 あ のためすぐれた副葬品こそ検出できなかったが、 鳥文鏡などを副葬していた長町一塚古墳は、 (G) く、横穴式石室をもつ法領塚古墳が新しいのであって、 小古墳よりも大であったことを認めてよいことになろうか。 ても、この二古墳造営者の政治・社会・身分的地位が、 に、この二古墳の他に後期の古墳が数多く築造されていたとし したがってもしそのように眺めるならば、 かったことにもとづくものであったと解することも可能である。 よりもこの二古墳の方が、 も首長クラス豪族の奥津城と解されうるし、 る。 とくにこの二古墳は、 それが同一系譜であるか否かは遺憾乍ら明らかにするこ 年代を異にした首長であったと推測するので つまり、 後期といっても同時に成立したもので 規模も大きく、 この二古墳造営者が仙台平野中心 他の破壊され易い群小古墳 容易には破壊しえな 仙台平野中心部地域 副葬品上から推して 法領塚古墳は盗掘 巨石古墳の性 他の群

を迎えるころで、仙台平野でも凝灰岩の丘陵崖面を利用して数法領塚古墳の築造された七世紀といえば、横穴古墳が隆盛期

当となるが、 の墓とみるよりもむしろ、 多くの横穴が形成される。(エフ) そのなかにとくにすぐれた副葬品を出土させるも 氏族集団の集団墓とみなすことが妥 こういった横穴古墳は、 もはや豪族

のもあり、

それは中核となる族長層の墓と理解されている。

時代初期以来の伝統をひいて、 葬制を採用したことになるが、 大の規模の石室をもつ法領塚古墳が築造されているのである。 たがってこの七世紀には、 有力氏族集団の族長層もまた、 巨石古墳ともいえる仙台平野最 他方においてこの時期に、古墳 横穴

の古さ、 そこには、 根深さをよみとることも可能となろう。法領塚古墳が、 法領塚古墳造営者の、 よって立つ政治 ·社会的地盤

仙台平野中心部地域支配の首長クラスの墳墓と推定しうる根拠

の一つになろうか。 ついては、 これから追求しなければならない課題である。今後 こういったこの時期の社会体制上の問題に

の研究にまちたい。

聖ウル た仙台市教育委員会、 最後に、 スラ学院スザンナ・マルチン校長、 末筆ながら、 またこの古墳をいままで温存されてきた 貴重な古墳の調査機会を与えて下さっ 調査に協力下さった

(昭和四六・七・三一脱稿)。

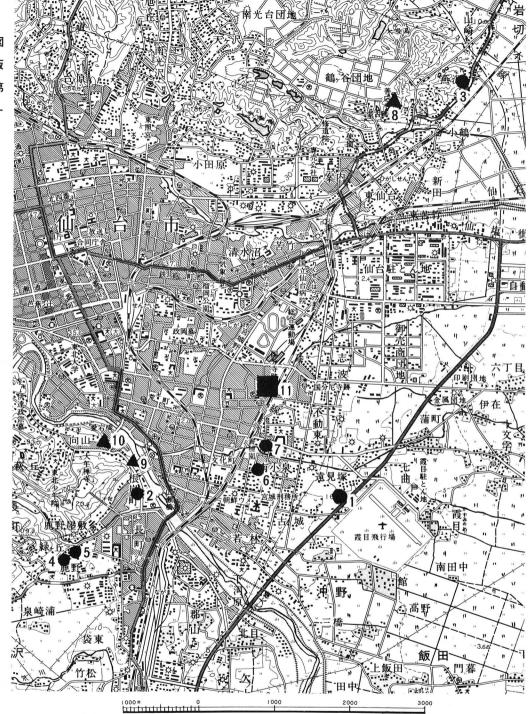
各位に深謝の意を表して擱筆する次第である。

註

- $\widehat{1}$ 福島県史6考古資料、福島市史6原始・古代・中世資料
- 2 福島県史6考古資料
- 3 成田克俊・梅宮茂「勿来市金冠塚古墳調査概報」福島県文化財調 **査報告書第8集**
- 4 鳥屋八幡古墳発掘調査団 「宮城県黒川郡大和町鳥屋八幡古墳発掘
- 5 集 古川市教育委員会「古川市塚原古墳群」古川市文化財調査報告第
- 6 註 (2) に同じ
- 7 伊具郡社会科研究会編 「伊具郡郷土誌
- 8 註 (7) に同じ
- 「宮城県加美郡上郷古墳」日本考古学年報
- 9 10 伊東信雄 藤田亮策 「真野古墳調査概報」史学二三一三
- $\widehat{11}$ 志間泰治 二輯」(プリント版)、「同第三輯」 東北考古学二 「宮城県伊具郡金山台町古墳群調査概報」歴史七、「同第
- $\widehat{12}$ 尾崎喜左雄 「横穴式古墳の研究
- <u>13</u> 群馬県教育委員会・高崎市教育委員会「上野国八幡観音塚古墳調 查報告書」群馬県埋蔵文化財調査報告書第1集
- 14 註 (12) に同じ
- $\widehat{15}$ 伊東信雄 「仙台市内の古代遺跡」仙台市史三別篇
- $\widehat{16}$ 伊東信雄 「考古学上から見た東北古代文化」東北史の新研究二一 頁

図

版



法領塚古墳の位置

- 1 遠見塚古墳, 2 兜塚古墳, 3 糠塚古墳, 4 長町二塚古墳
- 5 長町一塚古墳, 6 塚古墳, 7 法領塚古墳, 8 善応寺横穴群
- 9 宗禅寺下横穴群,10 向山横穴群,11 陸奥国分寺跡



1 法領塚古墳外形



2 玄門前発掘状況



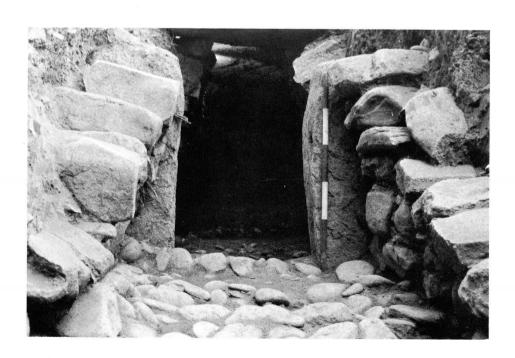
1 玄門閉塞状況



2 玄門閉塞状況



1 玄門閉塞状況(玄室天井石上より撮影)



2 玄門前の状況



1 前庭状況



2 前庭東側壁状況



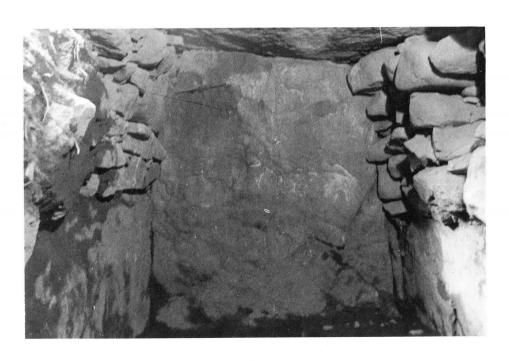
1 玄門状況(玄室内部より撮影)



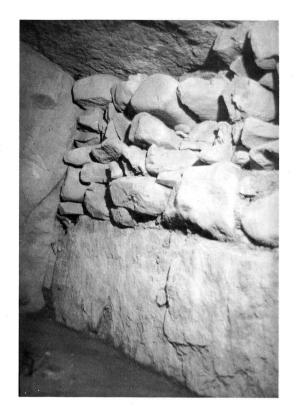
2 梱石の状況(玄室内部より撮影)



1 玄室内の状況



2 玄室奥壁状況



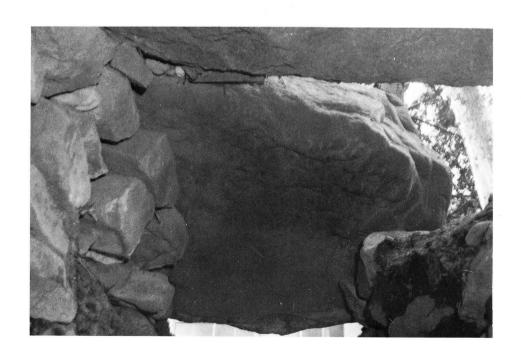
1 玄室東側壁状況



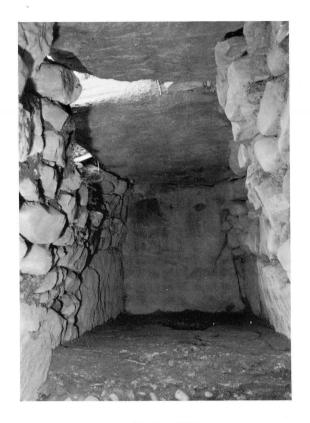
2 玄室東側壁上半部の状況



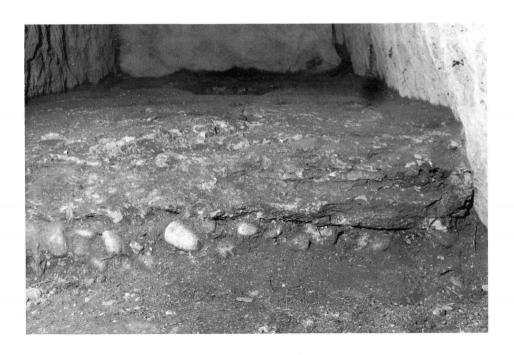
1 玄室西側壁状況



2 玄室天井石の状況



1 玄室内の状況



2 玄室床面の状況



1 玄室床面部凝灰岩敷石の状況(東側壁近く)



2 玄室床面部凝灰岩敷石の状況(西奥隅近く)



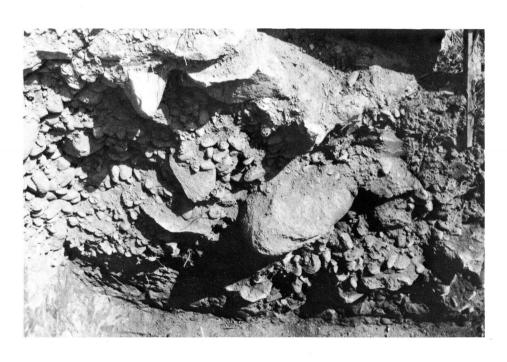
1 玄室凝灰岩床面部の状況



2 玄室凝灰岩床面部の穴の状況



1 玄室西側壁裏積み石の状況



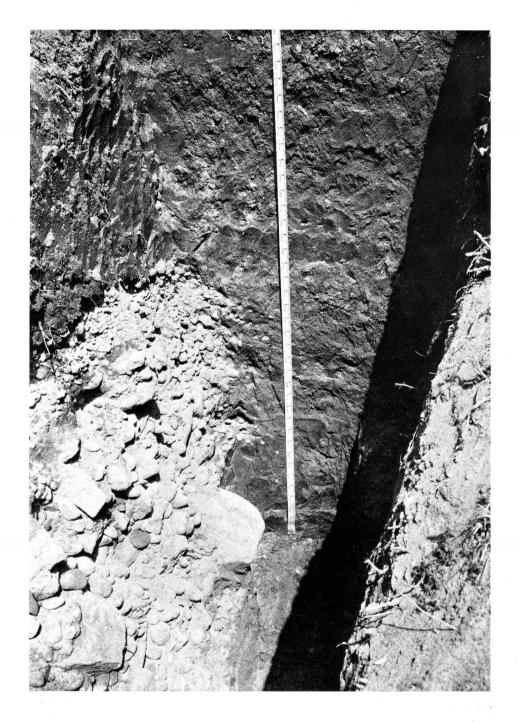
2 玄室西側壁裏積み石の状況



1 玄室西側壁裏積み石の状況



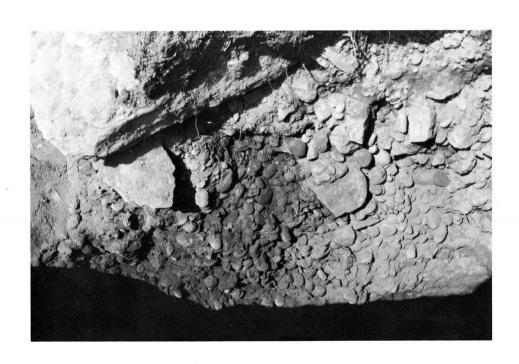
2 玄室西側壁裏積み石の状況(玄門部近く)



玄室東側壁裏積み石の状況



1 玄室東側壁裏積み石の状況



2 玄室東側壁裏積み石の状況

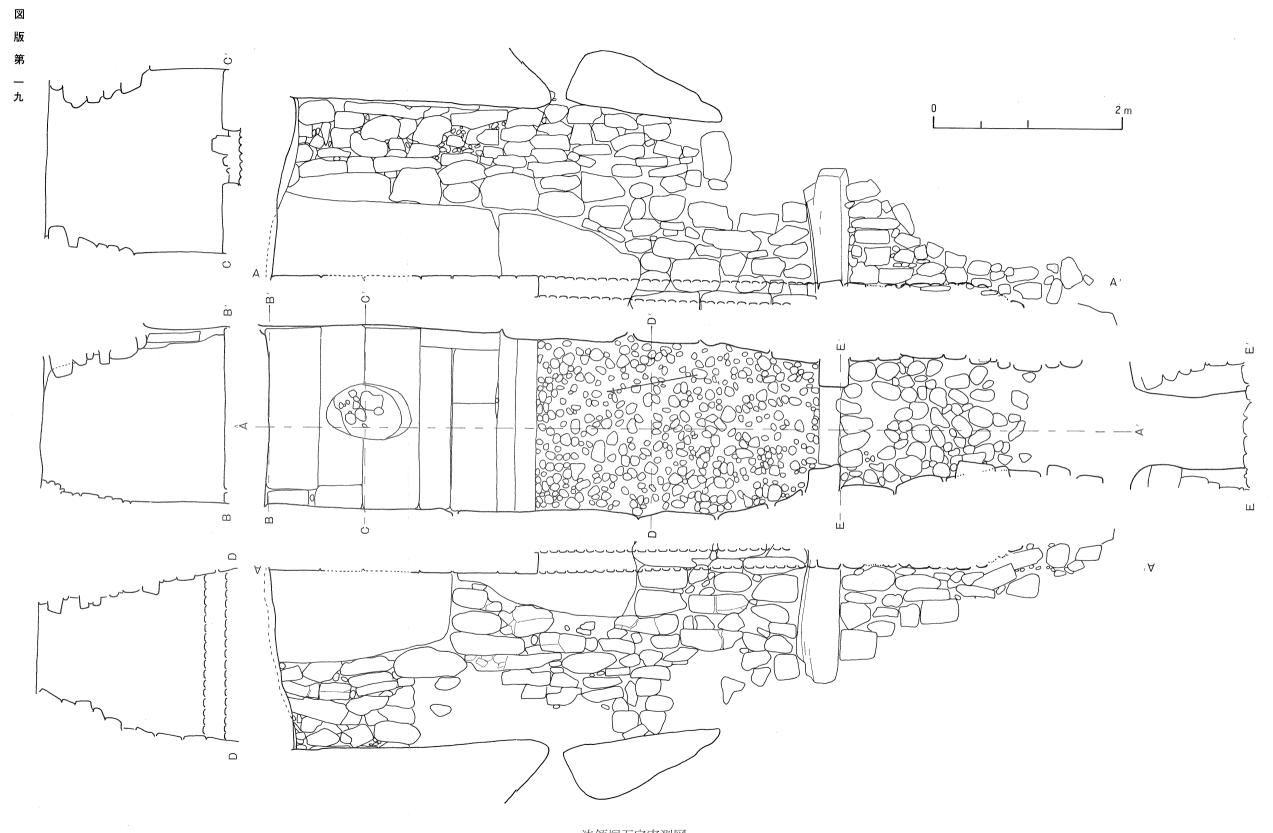


出土遺物

1 馬具くつわ喰, 2 馬具くつわ引手, 3 直刀の切先部分, 4 青銅製品破片 5~8 須恵器甕口縁部破片, 9 須恵器甕体部破片(表) 10 須恵器甕体部破片(裏)



法領塚墳丘実測図



法領塚石室実測図

昭和四十七年八月 印刷·発行

仙台市教育委員会

株式会社東北プリント 電話(代)25六四六六仙台市立町二四-二四

印刷所

